

平成27年8月 全員協議会

平成27年8月6日（木曜日） 後半

宮本 しづえ 議員（日本共産党）



※ [8月6日の全員協議会について](#)

宮本しづえ議員

日本共産党の宮本しづえである。

最初に被災者支援についてである。国が示した子ども被災者支援法の基本方針の改定案の中で、「県が自主避難者の住宅支援打ち切りの方針を決定したことは整合的である」としていることに対し、全国に避難している人たちから怒りと見直しを求める声が上がっている。避難者の不安をどのように受けとめているか。

復興庁福島復興局長

避難先の生活が継続し、生活基盤ができていく被災者も多い中で、帰還するか、あるいは避難先などで定住するか判断するために、子供の就学や仕事などさまざまなことを考慮する必要があると、被災者はそれぞれの立場、それぞれの環境の中で一人一人に応じたさまざまな悩みを抱えていると認識している。

宮本しづえ議員

不安を抱えていることを承知の上で住宅支援を打ち切ることは、不安は避難者の責任ということか。

復興庁福島復興局長

基本方針の改定案では、支援対象地域を縮小してもよいが当面はしないとしており、これは一定期間自主的避難者に対する支援を継続する必要があるということを表明するものである。その中で、1年8カ月後には仮設住宅の供与が終了する。その際に、生活の拠点、基本となるのは住宅であることから、その住宅問題をどうするのが一番大きな課題であることは、かねてから内部で議論してきた。

そのような中で、家賃補助の仕組みについては県ともよく相談し、これから被災者の意見も聞きながら中身を詰めていくので、今回の基本方針改定により、住宅から追い出してケアを一切しないということではない。

宮本しづえ議員

県が考えている支援策は低所得者に限定されると思うので、これは重大な問題であると指摘しておく。

次に、避難指示解除に向けて、国が示している3要件について聞く。

1つは、住民との協議についてである。避難解除を一律に行うことには住民の不安が大きい。そこで、9月5日に避難解除を決定した檜葉町について、住民への説明会の開催状況と、そこでどのような意見が出され、その意見に対してどのような対策を講じてきたのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

避難指示解除の3要件の1つとして、県、市町村、住民との十分な協議が求められており、今回の檜葉町の避難指示解除に当たっては、住民説明会や町議会の全員協議会等で丁寧に説明してきた。

先般、檜葉町に対して9月5日の解除通知をしたが、その通知前には住民説明会を20回ほど開催し、さまざまな意見が出てきた。例えば「檜葉町では町内の医療機関が再開しておらず通院が大変だ」「現状では生活していくためには商店の品揃えが不十分だ」等の意見が出されており、医療、買い物の分野において追加対策を進めることとしている。具体的には、町の無料デマンドバスの運行本数、運行時間を拡大するとともに、かかりつけ医への通院が可能となるよう、運行先を町外、広野町の馬場医院、高野病院等へも拡大している。また、商業者と調整し、町内スーパーの売り場面積の拡大や宅配サービスも行われることとなっている。

このように、地元との意見交換で出された課題を今後も一つ一つ解決して、檜葉町の復興に全力を尽くしたい。

宮本しづえ議員

2つ目の要件はインフラ整備であるが、国は具体的にどのような内容が必要と考えているのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラに加え、医療、介護、郵便などの生活関連サービスの復旧、それから子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を想定している。

宮本しづえ議員

そのような条件を考えているとのことであるが、檜葉町はインフラ整備は整ったと判断したのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

檜葉町においては、インフラや生活関連サービスがおおむね復旧できているものと考えている。まだまださまざまなことをしながら、さらなる向上を目指したい。

宮本しづえ議員

町民の間では、「津波や地震、長期避難で自宅が朽ちたなど、住む家がないにもかかわらず、復興住宅は1棟もない。帰りたくても帰れないのに解除だけ先行することは納得できない。」との声も出されているが、この声に、国はどのように応えるのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

今ほどの住宅問題は、まさに非常に重要な問題であると考えている。我々もマッチングの拡充や町外の事業者の紹介について、県等と一緒に取り組み、一日も早い復興につなげていきたいと考えている。避難指示解除の性格について述べるが、これは今まで帰りたい人が帰れない、ある意味で強制的な手段、措置であった。帰れる人、帰れない人がいる中で、帰りたい人が地元に戻るようするための避難指示解除であるので、条件が整った人から順次帰還することになるのではないかと想定している。

宮本しづえ議員

私が述べたような不安の声は、むしろ帰りたいと思っている人たちの間から強く出ていることを指摘しておきたい。檜葉町に限らず、ほかの地域のインフラはあと2年で整備できると国は考えているのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

今般6月の閣議決定でも示したとおりであるが、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、除染を十分進捗するという大前提はあるが、その後のインフラ整備、生活関連サービスの復旧をこれからさらに加速化していき、6年で帰還できる環境をつくっていくことが、我々のミッションであると思っているので、関係省庁一丸となってしっかり取り組みたい。

宮本しづえ議員

3つ目の要件は、生活環境の問題である。年間追加被曝線量は20mSv以下にすることを掲げているが、これでも不安だという住民は当然出てくる。市町村除染と同様に年間1mSv以下にする対策を講じるべきと思うが、どうか。

原子力災害現地対策本部副本部長

年間20mSvであるが、これは国際的な科学的知見により100mSv以下の低線量被曝については、ほかの要因に隠れるくらい発がんリスクの明らかな増加は見られない状況の中で、100～20mSvの下限で20mSvを定めているが、今ほど話があったように20mSvでは高いという声があるのも事実である。他方、我々は20mSvが一応解除の要件であると思っているが、1mSvについては、国際的には放射線被曝における安全と危険の境界域ではないことを示す長期的目標として、帰還後の個人が受ける追加的被曝線量が1mSv以下を目指す。それから、解除後の被曝状況をきめ細かくはかり、放射線の不安を限りなく抑えていく対策が必要であると思っている。

そういう意味では、各町で取り組んでいる相談員制度等を充実させながら、個人線量計（D-シャトル）によって、どこにどのようなタイミングでいたときに被曝線量が出てくるのかなどもきめ細やかにいき、しっかりとした対策に取り組んでいきたい。

宮本しづえ議員

戻れる環境の前提は、しっかりと除染をすることであるので、被災者にしっかりと寄り添った対応を求めておく。

次に、賠償問題について尋ねる。

国の改定された復興指針による営業損害賠償の方針は、あと2年相当分で終わりにするものであるが、原子力損害賠償紛争審査会が示した指針、すなわち営業がもとの状態に戻るまでは継続すべきであるとの原則からは大きく外れるのではないか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

先般閣議決定された改訂福島復興指針であるが、平成27～28年度の2年間、特に集中的に自立支援施策を展開することで、原子力災害により生じている損害そのものの解消を図るものである。

また、賠償についても、個々の事業者が自立に向けて将来のめどを立てられるようにということもあるので、営業損害、風評被害の賠償を行うこととした。

議員指摘のとおり、中間指針においては、基本的に被害者が従来と同じ、または同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であると規定されている。それに加え、営業損害、風評被害の対象となる期間については一定の限度があるとも規定されている。また、営業損害については、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性を考慮する、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるという規定もされている。

今回の閣議決定において示された考え方は、このような中間指針で示されている考え方にのっとっているものと考えている。

宮本しづえ議員

与党の第5次提言に対して、県原子力損害対策協議会が取りまとめた要望は、「事故原発が更地になるまで賠償を継続すべきである」という声も含め、賠償打ち切りなどあり得ないというのが圧倒的な声である。

国はこれらの要望事項をどのように受けとめて、この賠償方針に反映させたのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

6月7日開催の福島県原子力損害対策協議会において、構成員から多くの意見を受けた。提示された意見についても勘案し、また与党の第5次提言などを踏まえ、同月12日に改訂福島復興指針を閣議決定した。この内容については先ほど紹介したが、これを実際に遂行するに当たり、当然ながら当協議会で出された意見を真摯に受けとめながら、被害者に寄り添った賠償が、迅速かつ適切に行われるよう引き続き東京電力（株）を指導していきたい。

宮本しづえ議員

この要望を受けとめれば、2年で終わる方針が出てくるはずがない。内堀知事は、被害が続く限り賠償が継続されるべきであると求めたが、国も被害、損害が続く限り、賠償は継続されるべきであることは認めるのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

この閣議決定に基づき、今後の2年間において特に集中的に自立支援策を展開する。賠償についても年間逸失利益の2倍相当額の賠償を行うこととしている。その後も、損害を余儀なくされる特段の事情があるなど、個別に事情が確認された場合は、適切な対応をするよう、今後東京電力（株）を指導していきたい。

宮本しづえ議員

適切であると東京電力（株）が述べているのは、相当因果関係があるものについてである。

そこで、知事が相当因果関係の判断を簡素化することについて求めたが、国はこのことについてどのように東京電力（株）を指導するのか。そして、その際どのような判断材料が必要と考えて、またそれは個別事例に対応できるものかと考えているのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

相当因果関係の確認については、当然事業者に過度の負担をかけないよう、国としても東京電力（株）に丁寧に対応するよう指導していく。

その判断材料であるが、ケース・バイ・ケースになるのではないかと考えている。当然ながら、個々のケースに適切に対応できるようにしたい。

宮本しづえ議員

被害者側が「相当因果関係を立証する資料を出せ」と言われても、非常に困難であり、これまでも相当因果関係があるものしか実際に賠償されていない。今までとこれからとどこがどのように違うのか、具体的に説明願う。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

議員指摘のとおりである。事業者に過度の負担をかけることのないよう、丁寧に対応することが当然重要である。

具体的な例としては、ある地域の業種全体の事業活動をあらゆる客観的な統計データが、原子力事故前の水準に戻っていないのであれば、そもそもその業種全体について事故と相当因果関係があると認める。そういったことで、東京電力（株）

自身が知ることができる範囲の情報で判断できれば、事業者による証明を必要としないことも考えられる。

一方で、多くの同業者の売り上げ等が戻っているが、一部の事業者だけが戻っていないような場合には、なぜ減収となったのか因果関係を確認することになる。その場合でも、その事業者に特殊な事情、固有事情の有無を丁寧に聞き、被害者に寄り添った賠償が適切になされるよう、東京電力（株）に指導していきたい。

宮本しづえ議員

加害者が被害者に、被害の実態を立証させること自体が極めて不適切であると指摘しておく。

そこで、小売業など地元に着した事業者は、賠償が打ち切られれば「廃業するしかない」と述べている。避難者からも、檜葉町の人がそのように述べていたと聞いた。国は帰還してもらいたいと言うが、そのインフラ整備の重要な要件である商店等の営業再開については、むしろ賠償を打ち切ることで阻害することとなり、全く逆であると思うが、どうか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

繰り返しとなるが、営業損害に対する賠償については、一般の閣議決定で、年間逸失利益の2倍相当額を賠償することとしている。その後についても、損害を余儀なくされるなど個別の事情をしっかりと聞き、適切に対応するよう指導していく。

宮本しづえ議員

次に、精神的損害賠償について尋ねる。2018（平成30）年3月で終了としているが、戻れない人が相当出てくると想定される。被害の実態に合っていないと思うが、国はどのように考えているか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

精神的損害賠償については、閣議決定した改訂福島復興指針において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除できるよう環境整備の加速に取り組むこととしている。

賠償については、そのような早期帰還を図るが、6年を待たずに早期に避難指示が解除された場合でも、精神的損害賠償について事故から6年後に解除する場合と同等の支払いをすることとしており、これは、議員指摘のとおり精神的損害賠償を打ち切ることを目的としたものではないので、理解願う。

宮本しづえ議員

実際は打ち切るものである。

そこで、避難指示のない地域の精神的損害についても、全県的にADR（裁判外紛争解決手続）への申し立てが相次いでいるが、国はどう考えているのか。

文部科学省原子力損害賠償対策室次長

原子力損害賠償紛争審査会では、指針を順次策定しており、避難指示区域以外の地域についても自主的避難等に係る損害等について、第一次追補、あるいは第二次追補に示している。さらに指針では、指針に明記されていない損害も、個別具体的な事情に応じて事故との相当因果関係があれば賠償の対象となることもきちんと明記している。そのことを踏まえ、今後とも被災者に寄り添った、公平かつ適切な賠償が迅速に行われることが重要であると考えており、関係省庁と連携しながら取り組んでいきたい。

宮本しづえ議員

次に、生活再建支援についてである。

避難指示区域か否かを問わず事業者は、「賠償が終われば事業は倒産か廃業するしかない。」と述べており、本県経済にとっても死活問題である。現在の営業損害等の賠償を受けている事業者数を避難指示区域の内外それぞれ教示願う。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

事業者が東京電力（株）に営業損害賠償手続を請求するが、事業者により請求時期や対象期間が異なっていることから、ある時点での断面で賠償を受けている事業者数を回答するのは困難である。

ただし、賠償を開始したときから、営業損害賠償及び風評被害賠償について東京電力（株）に対して1回でも請求して支払いのあった事業者数は、平成27年7月末時点で避難指示区域内が約8,000事業者、避難指示区域外が約3万事業者と聞いている。

宮本しづえ議員

2年間の集中復興期間に、どのような支援策が行われるのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

従来の補助金のような、国や県が待っている姿勢ではなく、今ほど説明のあった約8,000社に対し、我々から直接訪問してニーズや課題を捉えたい。その中で、その課題に沿った、例えば事業再建計画の策定や事業再開に向けた補助メニューや金融策の提示など、個別の条件に合わせて支援策をつくり上げていきたい。

宮本しづえ議員

国は、2年間の集中支援策で損害は解消すると述べているが、本当に解消できると考えているのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

まずは実際に訪問して、そのニーズをしっかりと把握しながら、事業再建に向けた手順を示したり、残債を抱え事業終了ができない場合は、その残債整理の手順を示すなどしながら、きちんと事業再建あるいは別な形への転換などを進め、2年で元に戻れるような形にしていきたい。

宮本しづえ議員

県原子力損害対策協議会の中でも、「2年間で解消できるわけがない」との声が圧倒的であった。したがって、2年間で解消するのではなく、2年間で解消したことにされてしまう危険性があると思うが、国はそのようには考えないのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

そこは、2年間でどこまでいけるのかしっかりやっていきたい。最初に訪問した後で、今の支援制度で不足部分があるかしっかりチェックして、それを次年度につなげていきたい。その上で、支援策を拡充しつつ実施していく。これについては、2年後の実績を見ながら議論できればと思う。

宮本しづえ議員

支援策とともに賠償が継続されてこそ、生業の再建が可能であるという立場に立つべきと思うが、どうか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

閣議決定された改訂福島復興指針においても、一日も早い地域の住民の生活再建と地域再生を可能にしていくためには、これまで以上に対策を加速、充実させていく必要があるとされている。

賠償についても、閣議決定された指針にのっとり迅速かつ適切になされるよう東京電力（株）を指導していきたい。また、その継続についても、この閣議決定においてその後についても言及しているので、それにものっとりしていきたい。